

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月12日
【発行者の名称】	Strawberry jams 株式会社 (Strawberry jams Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出ッ古 直美
【本店の所在の場所】	東京都目黒区東山一丁目16番15号
【電話番号】	03-6416-4391
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小平 紗恵子
【担当 J－A d v i s e r の名称】	アイザワ証券株式会社
【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藍澤 卓弥
【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html
【電話番号】	03-6852-7726
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	Strawberry jams 株式会社 https://strawberryjams.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第33期中	第34期中	第35期中	第33期	第34期
決算年月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	300,737	270,768	257,247	596,214	550,986
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	2,906	3,996	△11,816	8,340	△3,950
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失 (△) (千円)	1,275	117	△13,800	△3,206	△11,074
中間包括利益又は包括利益 (千円)	3,336	1,296	△14,659	△2,073	△10,618
純資産額 (千円)	421,136	417,023	390,449	415,726	405,108
総資産額 (千円)	633,657	597,984	520,286	612,724	565,056
1株当たり純資産額 (円)	410.70	406.69	380.78	405.43	395.07
1株当たり中間純利益又は1株当 たり中間 (当期)純損失 (△) (円)	1.24	0.11	△13.46	△3.13	△10.80
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	0.11	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率 (%)	66.5	69.7	75.0	67.8	71.7
自己資本利益率 (%)	0.3	0.0	△3.5	△0.8	△2.7
株価収益率 (倍)	—	10,357.31	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	5,539	22,499	△2,911	△5,411	△14,617
投資活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	△1,529	△1,809	△3,141	△2,876	△5,789
財務活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	△28,114	△16,452	△16,452	△49,604	△32,904
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	357,021	327,703	246,397	322,357	269,457
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	62 (11)	47 (12)	50 (14)	51 (11)	53 (12)

- (注) 1. 第35期中間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益、第34期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していません。また、第33期中間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから、記載していません。
2. 第35期中間及び第34期、第33期の株価収益率については、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していません。また、第33期中間の株価収益率は、当社株式が非上場であったため記載していません。なお、第34期中間の株価収益率は、期中における売買実績がなく当該株価がないため、連結決算日前直近の日における株価を用いて算出しております。
3. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パート、アルバイト)は期中平均人員数を()内に外数で記載しております。

5. 2023年3月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益又は1株当たり中間（当期）純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）
50(14)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト）は1人1日8時間換算による当中間連結会計期間の平均雇用人員数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載してありません。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）
23(13)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト）は1人1日8時間換算による当中間連結会計期間の平均雇用人員数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社は、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載してありません。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されていませんが、連結子会社HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITEDにおいては、労働組合が結成されております。

なお、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日）における我が国経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の継続的な拡大を背景に、一定の回復基調を示しました。しかしながら、実質GDP成長率がマイナスに転じるなど、国内景気は鈍化傾向にあり、世界的な景気減速や米国との関税政策の影響、さらには物価上昇圧力の持続が重なり、先行きの不透明感が一層強まる状況となっております。

当社グループの顧客が多く所属するファッション業界では、インバウンド需要の拡大や消費者購買意欲の回復に伴い、消費活動が改善傾向にあります。特に、インターネット販売の活況や、多様な販売チャネルを駆使したアプローチが業界全体の回復を後押ししております。一方で、依然として労働力不足やコストの高騰といった課題は残っており、業界全体としての慎重な対応が求められる状況であります。

このような環境のもと、当社グループは、コンサルティングサービスを中心に基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の販売を推進、IT導入補助金を活用した当社クラウドサービスの導入を提案するなどし、顧客の業務効率化を支援してまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は257,247千円（前年同期比5.0%減）、営業損失は9,989千円（前年同期は営業利益5,458千円）、経常損失は11,816千円（前年同期は経常利益3,996千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は13,800千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益117千円）となりました。

なお、当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ23,059千円減少し、246,397千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の営業活動の結果使用した資金は、2,911千円（前年同期は22,499千円の収入）となりました。これは主として、税金等調整前中間純損失が12,376千円、売上債権の減少額3,218千円、前払費用の減少額20,096千円、前受金の減少額6,102千円、未払費用の減少額8,481千円、法人税等の支払額が1,616千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の投資活動の結果使用した資金は、3,141千円（前年同期は1,809千円の使用）となりました。これは主として、無形固定資産の取得による支出3,207千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の財務活動の結果使用した資金は、16,452千円（前年同期は16,452千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（2）受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（3）販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社グループはファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	
	金額（千円）	前年同期比（％）
ファッション業界向け ソリューション事業	257,247	95.0

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに株式上場しております。

当社では、アイザワ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年1月6日にアイザワ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

（1）債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合、当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- （b）本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（2）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

（3）破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aから

c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限り。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異

動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

（８）発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

（９）虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

（１０）法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

（１１）株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

（１２）株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

（１３）完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

（１４）指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

（１５）株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- 1 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【中間連結財務諸表等】（1）【中間連結財務諸表】【注記事項】（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。また、この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（資産）

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ44,769千円減少し520,286千円となりました。これは主として、現金及び預金が22,954千円、売掛金が3,218千円、前払費用が20,099千円減少した一方で、無形固定資産が3,192千円増加したこと等によるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ30,110千円減少し129,837千円となりました。これは主として、未払費用が8,485千円、前受金が6,102千円、長期借入金が16,452千円減少した一方で、賞与引当金が1,699千円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ14,659千円減少し390,449千円となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純損失の計上により利益剰余金が13,800千円減少したこと、為替換算調整勘定が858千円減少したことによるものであります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,180,000	3,135,000	1,045,000	1,045,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,180,000	3,135,000	1,045,000	1,045,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

区分	最近中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
決議年月日	2019年12月26日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員1名	同左
新株予約権の数(個)	130	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000(注)1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	119(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年12月28日 至 2029年12月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 119 資本組入額 60 (注)2,5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対し、新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式は、当社の普通株式100株とする。ただし、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数で除した数をそれぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会決議によって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記1の(1)に定める調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを

除く)、又は(ii)時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む)を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。「取得原因」とは、潜在株式等と引き換えに当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同じとする。「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、円未満小数点以下第2位まで算出し、その小数点以下第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については次の①から③までの定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。ただし当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。
 - ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 上記(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は取締役会決議によって適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会決議によって適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を取締役会決議によって決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われしないものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

- ①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下、「権利者」という)について下記4の(1)から(4)までに定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が取締役会決議によって特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ④権利者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にのみ新株予約権を行使することができる。

(2) 相続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は次の（１）から（４）までに基づき新株予約権を取得することができる。当社は、次の（１）から

（４）までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は次の（１）から（４）までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- （１）当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には取締役会の決議）が行われたときは、当社は無償で取得することができる。
- （２）当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- （３）次のいずれかの身分の権利者がその身分の全てを喪失した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社の取締役
 - ②当社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- （４）次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が反社会的勢力等であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

5. 2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

区分	最近中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
決議年月日	2021年12月24日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社従業員9名 外部協力者1名	同左
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)1,6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	271(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年12月25日 至 2031年12月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 271 資本組入額 136 (注)2,6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対し、新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式(以下、「付与株式数」という。)は、当社の普通株式100株とする。
 なお、本新株予約権の割当日以降に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を算定するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額(以下、「行使価額」という。)に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日以降に、当社普通株式の株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部協力者の地位にあることを要す。ただし、任期満了、又は当社が相応と認める理由による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することはできない。
- (3) 当社の株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は、新株予約権を無償で取得する。

5. 会社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使できる期間

本新株予約権の取り決めに定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の取り決めに定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

6. 2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

区分	最近中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
決議年月日	2023年3月30日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社従業員11名	同左
新株予約権の数(個)	133	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,300(注)1,6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	374(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年3月31日 至 2033年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 374 資本組入額 187 (注)2,6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対し、新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式(以下、「付与株式数」という。)は、当社の普通株式100株とする。
 なお、本新株予約権の割当日以降に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は新株予約権の行使時の払込金額(以下、「行使価額」という。)に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日以降に、当社普通株式の株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部協力者の地位にあることを要す。ただし、任期満了、又は当社が相応と認める理由による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することはできない。
- (3) 当社株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

5. 会社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使できる期間

本新株予約権の取り決めに定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の取り決めに定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

6. 2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	1,045,000	—	88,000	—	21,986

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
出ッ古 直美	福井県坂井市	535,700	52.24
高橋 健	東京都目黒区	470,000	45.84
丹羽 克裕	東京都世田谷区	19,600	1.91
株式会社フルカウント	大阪府大阪市中央区久太郎 町1丁目1番1号	100	0.01
計	—	1,025,400	100.00

(注) 1. 当社が所有する自己株式19,600株につきましては、「所有株式数」及び「株式総数に対する所有株式数の割合」の計算から除いております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 19,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,025,400	10,254	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,045,000	—	—
総株主の議決権	—	10,254	—

②【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
Strawberry jams 株式会社	東京都目黒区東山一丁 目16番15号	19,600	—	19,600	1.88
計	—	19,600	—	19,600	1.88

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。

2. 当社株式は、2023年7月12日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価について該当事項はございません。

3. 2025年1月から2025年6月について売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	469,490	446,535
売掛金	17,274	14,056
仕掛品	868	443
前払費用	33,039	12,940
その他	5,302	5,636
貸倒引当金	△2,671	△2,296
流動資産合計	523,303	477,316
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	19,282	18,105
機械装置及び運搬具	10,253	10,253
工具、器具及び備品	21,887	21,803
減価償却累計額	△40,575	△40,708
有形固定資産合計	10,848	9,454
無形固定資産	5,103	8,296
投資その他の資産		
繰延税金資産	196	175
保険積立金	8,000	8,000
差入保証金	17,362	17,032
その他	241	10
投資その他の資産合計	25,800	25,219
固定資産合計	41,752	42,970
資産合計	565,056	520,286

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,295	1,094
1年内返済予定の長期借入金	32,904	32,904
未払費用	17,210	8,724
前受金	23,370	17,267
未払金	11,730	11,657
未払法人税等	2,680	1,242
未払消費税等	8,015	8,247
賞与引当金	—	1,699
その他	1,362	1,385
流動負債合計	98,569	84,222
固定負債		
長期借入金	52,544	36,092
繰延税金負債	3,271	3,960
資産除去債務	5,563	5,563
固定負債合計	61,378	45,615
負債合計	159,948	129,837
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,000	88,000
資本剰余金	35,832	35,832
利益剰余金	278,596	264,796
自己株式	△3,394	△3,394
株主資本合計	399,034	385,234
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6,073	5,215
その他の包括利益累計額合計	6,073	5,215
純資産合計	405,108	390,449
負債純資産合計	565,056	520,286

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上高	270,768	257,247
売上原価	89,223	86,045
売上総利益	181,545	171,202
販売費及び一般管理費	※ 176,086	※ 181,191
営業利益又は営業損失 (△)	5,458	△9,989
営業外収益		
受取利息	18	338
物品売却益	—	48
補助金収入	7	—
その他	—	0
営業外収益合計	25	387
営業外費用		
支払利息	538	379
為替差損	932	1,807
その他	15	28
営業外費用合計	1,486	2,214
経常利益又は経常損失 (△)	3,996	△11,816
特別損失		
固定資産除却損	—	560
特別損失合計	—	560
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	3,996	△12,376
法人税、住民税及び事業税	3,134	734
法人税等調整額	745	688
法人税等合計	3,879	1,423
中間純利益又は中間純損失 (△)	117	△13,800
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	117	△13,800

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	117	△13,800
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,179	△858
その他の包括利益合計	1,179	△858
中間包括利益	1,296	△14,659
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,296	△14,659

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	88,000	35,832	289,670	△3,394	410,108
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			117		117
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	117	—	117
当中間期末残高	88,000	35,832	289,787	△3,394	410,225

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,618	5,618	415,726
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			117
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,179	1,179	1,179
当中間期変動額合計	1,179	1,179	1,296
当中間期末残高	6,797	6,797	417,023

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	88,000	35,832	278,596	△3,394	399,034
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△13,800		△13,800
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△13,800	—	△13,800
当中間期末残高	88,000	35,832	264,796	△3,394	385,234

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6,073	6,073	405,108
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△13,800
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△858	△858	△858
当中間期変動額合計	△858	△858	△14,659
当中間期末残高	5,215	5,215	390,449

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益及び税金等調整前中間純損失(△)	3,996	△12,376
減価償却費	810	723
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△986	△375
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,639	1,699
受取利息	△18	△338
支払利息	538	379
有形固定資産除却損	—	560
売上債権の増減額(△は増加)	6,400	3,218
棚卸資産の増減額(△は増加)	△928	424
仕入債務の増減額(△は減少)	△239	△201
前払費用の増減額(△は増加)	16,130	20,096
前受金の増減額(△は減少)	1,703	△6,102
未払費用の増減額(△は減少)	△3,736	△8,481
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,041	232
その他	980	△639
小計	25,248	△1,180
利息の受取額	367	267
利息の支払額	△546	△380
法人税等の支払額	△2,571	△1,616
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,499	△2,911
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△307	△158
無形固定資産の取得による支出	—	△3,207
保険積立金の積立による支出	△1,200	—
差入保証金の差入による支出	△500	—
差入保証金の回収による収入	199	329
その他	△1	△105
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,809	△3,141
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△16,452	△16,452
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,452	△16,452
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,108	△555
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,345	△23,059
現金及び現金同等物の期首残高	322,357	269,457
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 327,703	※ 246,397

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数：1社

連結子会社の名称：HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITED

2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	3～18年
機械装置及び運搬具	12年
工具、器具及び備品	2～6年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、ファッション業界向けソリューション事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関しては、以下のように区分しております。それぞれの区分における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①コンサルティングサービス

当社が提供する基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の初期費用と月額利用料に係る収入、並びにパソコンやPOS機器等の周辺機器販売等で構成されております。

基幹クラウドサービスは、サブスクリプション型のサービスであり、顧客ごとに提供モデルを構築し納品しております。初期費用は、当該提供モデルの構築並びに導入コンサルティング等の対価として顧客から受領するものであり、顧客による検収が完了した時点で、当該サービスに対する支配は顧客が獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

月額利用料に係る収入は、基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の利用料であります。顧客は、契約期間にわたり、基幹クラウドサービスを利用する権利を有し、当社は、契約期間にわたり、基幹クラウドサービスを顧客に提供する履行義務を負っているため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

また、パソコンやPOS機器等の周辺機器販売等については、顧客との販売契約に基づいて、商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品を引き渡し、顧客の検収が完了した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、周辺機器の販売のうち、代理人に該当すると判断したものは、商品等と交換に受取る額から、他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②カスタマーソリューションサービス

当社が提供するWebショップを顧客に代わり運営する代行サービス、及びデリバリー業務として請け負っている顧客の商品の入出荷管理、事務代行及び輸入製品の加工業務等により構成されております。これらのサービスについては、いずれも顧客の依頼を受け役務の提供を行い、依頼を受けた業務が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に表示しておりました「資産除去債務」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「固定負債」の「その他」に表示していた5,563千円は、「資産除去債務」5,563千円として組み替えております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未払費用の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間において独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示しておりました△2,756千円は、「未払費用の増減額(△は減少)」△3,736千円及び「その他」980千円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

中間連結会計期間における当座貸越契約の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000千円	100,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
役員報酬	58,976千円	58,976千円
給料手当	47,798	52,172
賞与引当金繰入額	37	299
退職給付費用	473	495
貸倒引当金繰入額	△986	△375

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,045,000	—	—	1,045,000
合計	1,045,000	—	—	1,045,000
自己株式				
普通株式(注)	19,600	—	—	19,600
合計	19,600	—	—	19,600

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高(千 円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間増 加株式数	当中間連結 会計期間減 少株式数	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第3回ストック・オ プションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オ プションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	—
	第5回ストック・オ プションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しております。第4回ストック・オプションとしての新株予約権、第5回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,045,000	—	—	1,045,000
合計	1,045,000	—	—	1,045,000
自己株式				
普通株式	19,600	—	—	19,600
合計	19,600	—	—	19,600

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高（千 円）
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間増 加株式数	当中間連結 会計期間減 少株式数	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第3回ストック・オ プションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オ プションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	—
	第5回ストック・オ プションとしての新 株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しております。第4回ストック・オプションとしての新株予約権、第5回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	527,715千円	446,535千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,011	△200,138
現金及び現金同等物	327,703	246,397

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	85,448	83,956	△1,491

※「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	68,996	67,777	△1,218

※「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	83,956	—	83,956

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	67,777	—	67,777

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	売上高 (単位：千円)
コンサルティングサービス	210,623
カスタマーソリューションサービス	60,145
顧客との契約から生じる収益	270,768
外部顧客への売上高	270,768

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	売上高 (単位：千円)
コンサルティングサービス	197,559
カスタマーソリューションサービス	59,687
顧客との契約から生じる収益	257,247
外部顧客への売上高	257,247

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	19,235	17,274
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	17,274	14,056
契約負債 (期首残高)	28,859	23,370
契約負債 (期末残高)	23,370	17,267

契約負債は、主に将来の時点において履行義務が充足される基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の初期費用、将来の期間にわたって履行義務が充足される月額利用料に係る収入等について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度末及び当中間連結会計期間に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額はそれぞれ20,906千円、12,089千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
1年以内	18,612	16,199
1年超2年以内	4,757	1,068
2年超3年以内	—	—
合計	23,370	17,267

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	コンサルティング サービス	カスタマーソリュ ーションサービス	合計
外部顧客への売上高	210,623	60,145	270,768

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	コンサルティング サービス	カスタマーソリュ ーションサービス	合計
外部顧客への売上高	197,559	59,687	257,247

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
1株当たり純資産額	395.07円	380.78円

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	0.11円	△13.46円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	117	△13,800
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	117	△13,800
普通株式の期中平均株式数(株)	1,025,400	1,025,400
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	0.11円	—
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	32,988	—
(うち新株予約権(株))	(32,988)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権3種類(新株予約権の数363個)なお、新株予約権の概要は、「第5発行者の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、当中間連結会計期間は、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月4日

Strawberry jams 株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士
業務執行社員

齋藤 晃一

指定社員 公認会計士
業務執行社員

伊藤 宏美

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているStrawberry jams 株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Strawberry jams 株式会社及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レ

ビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上